



岐阜市国民健康保険料 減免相談会のお知らせ



2017年7月21日（金）午後5時～7時

場所：ケアハウスささゆり交流ホール

（岐阜市北山 1-15-25 電話 244-1200）

みなさんは国民健康保険料に減額・免除制度があるのをご存知ですか？ 現在、市町村にある国民健康保険料は約5世帯に1世帯が滞納されており、治療が手遅れとなって死亡された事例が全国で少なからず報告されています。

私たちは医療や介護を受けたい時に安心して受けられるようにしたいと願っています。「現在失業して収入が大幅に減った」、「事業が倒産してしまった」、「病気で入院して生活が苦しい」など、保険料の減免に該当するかもしれません。実績としても毎年何人もの方が保険料減免を勝ちとっています。一人で考えず、まずはご相談ください。

持ち物

岐阜市からの国民健康保険料通知書 / 年金保険料の通知書 / 確定申告書の控え / 年金支給通知書 / その他昨年、今年の所得の分かるもの / 前年も申請していれば前年度の申請書控え / 失業された方は離職票 などお手元にある書類を持参下さい

主催 岐阜市国保を良くする会（岐阜北民主商工会）

（お問合せ先 みどり病院 島辺・水野 TEL058-241-0681）

※ 7月21日（金）にケアハウスささゆりで説明会、申請用紙の記入を行ない、7月末か8月上旬に岐阜市役所で集団減免申請をする予定です。日時については、21日（金）にご案内します。ご希望の方は、まずは7月21日の相談会にご参加下さい。